

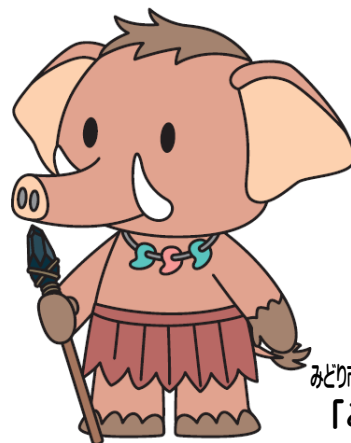
みどり市新商品開発チャレンジ支援事業費補助金

【平成31年度募集案内】

みどり市では、地域産業の振興及び地場産品の販路拡大を図るため、新商品の開発や商品の改良、販路開拓を行う事業者を支援します。

【募集期間】平成31年4月1日（月）～平成32年2月28日（金）

※予算がなくなり次第終了となりますのでお申し込みはお早めに。



みどり市マスコットキャラクター
「みどモス」



平成31年4月
みどり市産業観光部商工課

1 補助対象者

事業者	市内に主たる事業所、工場等を有する次のいずれかに該当する者であって、市内において1年以上継続して製造業を営んでいるもの。 ア 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社 イ 常時使用する従業員の数が300人以下の会社又は個人 ウ 団体（会社を除く。）であって、その構成員の数が300人以下のもの
みどり市ブランド認証事業者	みどり市ブランドの認証を受けた商品を製造する事業者

2 補助額等

区分	事業者		みどり市ブランド認証事業者	
	補助率	補助限度額	補助率	補助限度額
【1】新商品開発事業	2分の1以内	20万円	3分の2以内	20万円
新規 【2】新商品開発事業 [市マスコットキャラクターを使ったもの]	3分の2以内	30万円	4分の3以内	30万円
【3】商品改良事業	—	—	3分の2以内	10万円
新規 【4】商品改良事業 [市マスコットキャラクターを使ったもの]	3分の2以内	20万円	4分の3以内	20万円
【5】販路拡大事業 (出展事業)	2分の1以内	20万円	3分の2以内	30万円
【6】販路拡大事業 (ホームページ事業)	—	—	3分の2以内	5万円

※補助額は千円単位とし、端数は切捨ててください

- ※1 新商品開発事業及び商品改良事業に対する申請は、1会計年内において、1事業者あたり1度限りとする。
- ※2 出展事業に対する申請は、1会計年度内において、補助金額が限度額に達するまで複数回行うことができる。
- ※3 ホームページ事業に対する申請は、1事業者1度限りとする。

3 補助対象事業及び対象経費

区分	補助対象経費	補助対象事業
【1】新商品開発事業 [市マスコットキャラクター「みどモス」を使わないもの]	市長が認める新商品等の開発を行うために要する次に掲げる経費 (専門家謝金、旅費交通費、消耗品費、印刷費、通信費、委託料、使用料、賃借料、原材料費) 1. 先進地視察、市場調査に要する経費 2. 新商品の研究、開発計画及び試作に要する経費 3. デザイン設計、商標等の作成に要する経費 4. 容器包装の試作に要する経費 5. 原材料の購入に要する経費 (開発過程で使用する原材料費に限る。)	新商品開発に要する事業

	<p>6. 研究開発の一部を委託する経費</p> <p>7. その他市長が必要と認める経費</p>	
<p>新規</p> <p>【2】新商品開発事業 [市マスコットキャラクター「みどモス」を使ったもの]</p>	<p>市長が認める新商品等の開発を行うために要する次に掲げる経費 (専門家謝金、旅費交通費、消耗品費、印刷費、通信費、委託料、使用料、賃借料、原材料費)</p> <p>1. 先進地視察、市場調査に要する経費</p> <p>2. 新商品の研究、開発計画及び試作に要する経費</p> <p>3. デザイン設計、商標等の作成に要する経費</p> <p>4. 容器包装の試作に要する経費</p> <p>5. 原材料の購入に要する経費 (開発過程で使用する原材料費に限る。)</p> <p>6. 研究開発の一部を委託する経費</p> <p>7. その他市長が必要と認める経費</p>	<p>市マスコットキャラクター「みどモス」を使った新商品開発に要する事業</p>
<p>【3】商品改良事業 [市マスコットキャラクター「みどモス」を使わないもの]</p>	<p>みどり市ブランド認証商品の魅力を高めるための商品改良に要する次に掲げる経費 (専門家謝金、旅費交通費、消耗品費、通信費、委託料、使用料、賃借料、原材料費)</p> <p>1. 先進地視察、市場調査に要する経費</p> <p>2. 商品改良の研究及び試作に要する経費</p> <p>3. デザイン設計、商標等の作成に要する経費</p> <p>4. 容器包装の試作に要する経費</p> <p>5. 原材料の購入に要する経費</p> <p>6. 研究開発の一部を委託する経費</p> <p>7. その他市長が必要と認める経費</p>	<p>認定済みのみどり市ブランド商品を改良する事業</p>
<p>新規</p> <p>【4】商品改良事業 [市マスコットキャラクター「みどモス」を使ったもの]</p>	<p>市マスコットキャラクター「みどモス」を使い、みどり市ブランド認証商品及びその他従来品の魅力を高めるための商品改良に要する次に掲げる経費 (専門家謝金、旅費交通費、消耗品費、通信費、委託料、使用料、賃借料、原材料費)</p> <p>1. 先進地視察、市場調査に要する経費</p> <p>2. 商品改良の研究及び試作に要する経費</p> <p>3. デザイン設計、商標等の作成に要する経費</p> <p>4. 容器包装の試作に要する経費</p> <p>5. 原材料の購入に要する経費</p> <p>6. 研究開発の一部を委託する経費</p> <p>7. その他市長が必要と認める経費</p>	<p>市マスコットキャラクター「みどモス」を使った商品改良に要する事業(みどり市ブランド商品以外も含む)</p>
<p>【5】販路拡大事業 (出展事業)</p>	<p>販路拡大を図るため、物産展、見本市等の出展に要する次に掲げる経費 (専門家謝金、旅費交通費、消耗品費、通信費、委託料、使用料、賃借料)</p> <p>1. 販売員の交通費及び宿泊に要する経費</p> <p>2. 出展(屋外含む。)小間借上げに要する経費 ※売上代金に応じて発生する費用について</p>	<p>新規取引先獲得のための、市内外で開催される物産展等への出展事業</p>

	<p>ては対象外とする。</p> <p>3. 出展小間装飾に要する経費</p> <p>4. 出展に伴う電気器具、ガス器具、水道設備の借上げ及び設備工事に要する経費</p> <p>5. 出展に伴う光熱水費</p> <p>6. 商品の運搬に要する経費</p> <p>7. 事業の一部を委託する経費</p> <p>※会場設営委託、ガス設備設営委託等</p>	
<p>【6】販路拡大事業 (ホームページ事業)</p>	<p>ホームページ事業に要する次に掲げる経費(サーバー開通料・利用料、プロバイダー料、ドメイン取得料・更新料、保守管理費等、ホームページ本体を作成する際に直接関係しない費用、パソコン・デジタルカメラ・スキャナー等の機器購入費、デジタルカメラ写真等の画像加工ソフト購入費、交通費は除く。)</p> <p>1. ホームページを開設、改良するために要した委託料</p> <p>2. 開設、改良を自ら行う場合のホームページ作成ソフト購入代金(作成に使用したソフト1種類のみ)及び使用したホームページ作成ソフトの解説本(2冊まで)</p>	<p>認証事業者が、認証を受けた商品を広告するためのホームページを開設、改良する事業</p>

4 募集期間

平成31年4月1日(月)～平成32年2月28日(金)まで随時受付

※予算額に達した場合は終了となりますので事前にご確認ください。

5 申請方法

所定の申請書に必要事項を記入の上、添付書類を添えて商工課に提出してください。 ※詳しくは12提出書類(チェックリスト)をご覧ください。

6 交付決定

申請書類等の内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、決定について通知します。※決定までに1週間程度要する場合がありますので、期間に余裕をもって申請してください。

7 事業の変更、中止

事業に変更が生じた場合又は事業を中止する場合は、みどり市新商品開発チャレンジ支援事業費補助金事業(変更・中止)申請書を提出し、承認を受けなければなりません。

8 変更交付決定

変更又は中止の申請書類等の内容を審査し、交付決定した補助金額に変更が生じたときは、変更決定について通知します。

9 実績報告

平成32年3月31日（火）までに事業を完了し、補助事業完了後30日以内又は平成32年3月31日（火）のいずれか早い日までに、次の書類により報告してください。

- (1) 事業の成果物又は事業を実施したことを証する写真
- (2) 経理書類の写し（領収書等）
- (3) 旅費交通費は、移動手段とその詳細をまとめた一覧
- (4) その他市長が必要と認める書類

10 交付決定の取消し又は補助金の返還

次の場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずる場合があります。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付を受けた年度の翌年度から3年以内に、市外に主たる事業所、工場等に移転したとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

11 注意事項

1. 補助を受けるためには、事業に着手する前に補助金申請を行う必要があります。
補助金の交付決定前に支払った費用は、補助金の対象となりません。
2. 申請の受付は市役所大間々庁舎商工課で行っております。なお、郵送による申請は受け付けておりません。
3. 補助金の申請は平成32年2月28日（金）まで随時受付いたしますが、予算がなくなり次第終了となります。また、補助対象事業は平成32年3月31日（火）までに完了し、実績報告が可能なものに限り、期限を過ぎた場合は補助金が交付されません。

1.2 提出書類(チェックリスト)

提出書類は以下のとおりです。

	提出部数
1. 交付申請書	
<input type="checkbox"/> 「みどり市新商品開発チャレンジ補助金交付申請書」(様式第1号)	1部
<input type="checkbox"/> 補助対象となる事業内容の分かる書類	1部
2. 添付書類	
<input type="checkbox"/> 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書(法人事業者のみ) 〔3カ月以内に発行されたもの〕	1部 (コピー可)
<input type="checkbox"/> 決算書(個人事業者が申請する場合: 所得税申告書の写し) 〔直近のもの1期分〕	1部 (コピー可)
<input type="checkbox"/> 市税の未納がないことを証する証明書(市役所納税担当で請求してください。) 〔3カ月以内に発行されたもの〕	1部
<input type="checkbox"/> その他の資料(該当がある場合には提出してください。)	各1部
<input type="checkbox"/> 事業計画書	
<input type="checkbox"/> 会社案内等のパンフレット	
<input type="checkbox"/> 当該開発に係る特許資料	
<input type="checkbox"/> 新聞記事、雑誌等に掲載された研究内容がわかるもの	
<input type="checkbox"/> その他参考となる資料	

※ 提出書類のほかに、審査等の必要に応じて資料の追加提出及び説明を求めることがあります。なお、提出書類は返却いたしませんので御承知おきください。

問い合わせ先

みどり市 産業観光部 商工課 TEL: 0277-76-1938